

# 入間市市民会館の設置及び管理条例等の一部を改正する条例 改正要旨

## 1 条例改正の理由

入間市、所沢市、飯能市及び狭山市で構成する「埼玉県西部地域まちづくり協議会」では、圏域住民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するため、平成7年10月1日から市立図書館の相互利用を行っています。また、圏域住民の利便性の確保及び文化・スポーツの振興に寄与するため、平成8年11月1日から公の施設（文化・福祉施設、体育・公園施設）の相互利用を行っています。

平成30年度の同協議会定例総会において、平成31年度を目途に日高市が同協議会に加入することが承認されました。また、平成31年2月2日開催の同協議会臨時総会において、平成31年4月1日付けで日高市が同協議会に加入することと、5市での公の施設の相互利用の協定締結及び発効の時期について平成31年4月1日を目途とすることが承認されました。

## 2 条例改正の内容

日高市の協議会加入を受け、日高市を加えた5市で公の施設の相互利用を行うため、次のとおり改正を行うものです。

- (1) 施設の利用者として現構成4市の市民を規定している条例について、利用者に日高市民を加える改正を行います。
- (2) 施設の使用料に関し、現構成4市の市民とそれ以外の者とで異なる規定をしている条例について、日高市民を現構成4市の市民と同様の取扱いとする改正を行います。

## 3 施行日

平成31年4月1日から施行します。